

広島空港アクセス等情報システム調達に関する提案書作成要領

1 提案方法

(1) 提案内容

提出された書類に基づいて評価を行い、記載内容に応じて採点するため、提案内容、提案理由などを具体的に、かつ本県の要求を実現できる提案を、余すことなく記述すること。

提案内容は、全て実現できるものとし、根拠も含めてできる限り具体的であること。

定量的に表すことが可能な場合は、その数値をできる限り記載すること。

(2) 提出書類

審査に必要な書類として、次の書類を提出すること。

- ・提案書作成要領に則って作成した提案書（以下「提案書」という。）
- ・仕様書要件充足確認表（別紙１）
- ・費用見積書（別紙２）

(3) 提出部数

提出書類は、上記（２）に記載した順で次のとおり調製し、提出すること。

- ・散逸しないように綴じた正本１部
- ・バインダー等により加除可能な形式で綴じた副本１０部
- ・正本の内容を **PDF** 形式の電子データで出力した **USB** 等の電磁的記録媒体

2 提案書の作成について

(1) 様式

提案書は **A4 横長ページ**（両面印刷）の長辺綴じを基本とし、特別に大きな図面等が必要な場合には、**A3 判**として提案書の中に折り込むこと。

提案書は日本語で、横書きに記載すること。

文字の大きさは、注釈等を除き、原則として **10pt** 以上を使用すること。

使用するフォントおよびページデザインについては特に指定しない。

多色刷りは可とするが、評価等のためにモノクロ複写・印刷する場合でも見易くなるように配慮すること。

本文の各ページには、ページ番号を記載すること。

本文は **100 ページ**程度を限度とし、ファイル１冊に収めること。表示デザインや機能などについてスクリーンショットのみ記載したものもページ数に含む。なお、記載は簡潔明瞭であることが望ましく、単に分量が多いことは評価しない。

主な製品のカタログを添付しようとする場合には、別ファイル１冊に収めること。なお、カタログに記載の機能は直接評価の対象とはしないので、評価を求める要素については、提案書において記載すること。

(2) 表紙

ア 題名

提案書の題名は『広島空港アクセス等情報システム調達に関する提案書』とすること。

イ 提案日、提案者及び押印

提案日、会社名および責任者名を記載し、会社の代表印及び責任者印を押印すること。

また、会社の所在地及び連絡先（担当者の所属、氏名および電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス）を記載すること。

なお、グループによる提案の場合は、グループ名を記載するほか、上記各項目については、代表企業のものを記載し、押印すること。

(3) 目次

「広島空港アクセス等情報システム提案書評価基準」の評価資料に対応する提案書名を示した目次を作成すること。

(4) 本文

本文は、「広島空港アクセス等情報システム提案書評価基準」に従い、提案内容を十分に咀嚼した上で記述すること。記述の際は必要に応じ図表等を用い、評価者が理解しやすい表記であり、できるだけ具体的な数値の記入に努めること。

記載事項の順序は、「広島空港アクセス等情報システム提案書評価基準」の順序とし、記載の順序及び記載事項の変更等は行わないこと。記載の順序または記載事項の変更等が行われている場合は、審査対象としないことがある。

提案書の記載内容に不整合があった場合は、本県に有利な記載内容を正とみなす。

(5) 副本の体裁

副本について、副本を構成する提案書の表紙及び内容、編綴に利用するバインダーなどのほか、提出される書類全てにおいて、提案者の社名・責任者・連絡先等がわからないように処理（マスキング、該当箇所の削除等）されたものを提出すること。

3 仕様書要件充足確認書の作成について

調達仕様の各要件について、仕様書要件充足確認書（別紙 1）に、実現の可否を記載すること。機能の実現について特記する事項があれば、備考欄に記載すること。

県は別紙 1 の記載をもって、提案が要件を満たしていることを判断する。そのため、要件を満たさない部分が発覚した場合の責任は、県が提案を選定した後であっても、原則として提案者に要件を満たす義務があるものとする。

仕様書要件充足確認書は必須の要件を列挙したものではないが、評価基準として考慮する。

4 費用見積書の作成について

(1) 様式

別紙2の様式で作成すること。

なお、構成等の詳細（様式任意）を別添として添付することも可とする。

(2) 留意事項

構築費用に記載する金額については、実際に本県と契約した際に提供できる価格を記載すること。

保守費用に記載する金額については、構築業務の完了後の令和9年1月16日から令和13年3月31日までの期間について提供できる価格を、年度単位で記載すること。

5 その他

提案書の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属することとする。

なお、提案書等の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。